

# 自治体向けFAQ第19版 【削除問】※No.は第18版のもの

No.	事項	問	答																					
81	みなし確認を受けない別段の申し出	子ども・子育て支援法施行規則第4条には「別段の申出」について、「申請書」を提出すると規定されていますが、これは行政手続法第2条第3号にいう「申請」に該当するのでしょうか。(該当するとすれば、応答義務が発生することとなる。)	<p>行政手続法上の「申請」は、行政庁の処分を求める行為とされています。子ども・子育て支援法の「別段の申出」については、これに回答すべき行政庁の処分は想定されておらず、行政手続法上の「申請」に当たりません。</p> <p>(参考1)子ども・子育て支援法施行規則(抜粋) 附則第4条 法附則第7条ただし書の規定による別段の申出は、次の事項を記載した申請書を当該申出に係る認定こども園、幼稚園又は保育所の所在地を管轄する市町村長に提出して行うものとする。</p> <p>(参考2)行政手続法(抜粋) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 三 申請 法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分(以下「許認可等」という。)を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。</p>																					
144	階層区分	年少扶養控除及び16～18歳までの特定扶養控除に係る利用者負担の経過措置を適用している場合、給付費に係る国との精算は経過措置適用後の階層区分に基づいて行うとのことですが、その際の利用者負担額表は、経過措置を適用しない場合と同じものとなるのでしょうか。	<p>経過措置の対象となる者(施行前に既に入園している者)に係る給付費の国との精算に当たっては、新制度施行前の保育所運営費において講じている取扱いをそれぞれ踏襲することにしており、具体的には経過措置の対象者に係る利用者負担の所得階層区分に用いる税額(市町村民税所得割課税額)を以下のとおり変更して精算することになります。</p> <p>&lt;2・3号認定&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>経過措置適用後の税額</th> <th>経過措置適用前の税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3階層</td> <td>6,000円未満</td> <td>(48,600円未満)</td> </tr> <tr> <td>第4階層</td> <td>53,900円未満</td> <td>(97,000円未満)</td> </tr> <tr> <td>第5階層</td> <td>129,200円未満</td> <td>(169,000円未満)</td> </tr> <tr> <td>第6階層</td> <td>261,100円未満</td> <td>(301,000円未満)</td> </tr> <tr> <td>第7階層</td> <td>357,400円未満</td> <td>(397,000円未満)</td> </tr> <tr> <td>第8階層</td> <td>357,400円以上</td> <td>(397,000円以上)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2・3号認定に係る経過措置適用後の税額の算定にあたっては、平成23年7月15日雇児発0715第1号「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」でお示ししている「旧税額計算シート」を参考にすることも考えられます。</p>		経過措置適用後の税額	経過措置適用前の税額	第3階層	6,000円未満	(48,600円未満)	第4階層	53,900円未満	(97,000円未満)	第5階層	129,200円未満	(169,000円未満)	第6階層	261,100円未満	(301,000円未満)	第7階層	357,400円未満	(397,000円未満)	第8階層	357,400円以上	(397,000円以上)
	経過措置適用後の税額	経過措置適用前の税額																						
第3階層	6,000円未満	(48,600円未満)																						
第4階層	53,900円未満	(97,000円未満)																						
第5階層	129,200円未満	(169,000円未満)																						
第6階層	261,100円未満	(301,000円未満)																						
第7階層	357,400円未満	(397,000円未満)																						
第8階層	357,400円以上	(397,000円以上)																						
179	児童養護施設・里親等の多子軽減	多子軽減については、教育・保育給付認定子ども等が同一世帯に2人以上おり、かつ、幼稚園等の対象施設に同時に在籍等していることが要件となっていますが、兄弟姉妹が同じ児童養護施設・里親等に2人以上入所・委託され、幼稚園等を利用している場合も、多子軽減の対象となるのでしょうか。	兄弟姉妹が同一の児童養護施設・里親等に入所・委託され、幼稚園等を利用している場合は、同一世帯に居ると同じ扱いとなり、多子軽減の対象となります。兄弟姉妹であっても、別々の児童養護施設・里親等に入所・委託されている場合は、別世帯に居る場合と同様、多子軽減の対象とはなりません。(なお、いずれにせよ、当該児童にかかる利用者負担額は、児童福祉法による児童入所施設措置費で賄われることとなります。)																					